

LPAI対策への私見 行政、業界はどのような 姿勢を採るべきか—

〔現在の行政のA I対策方針は
現場の条件や構造、状況を知らず、
もしくは勘案せずに組まれている〕

(株)ピーピーキューシー研究所社長

加藤宏光



今夏の茨城県水海道市に端を発したLPAI騒動は、その後、全国有数の大手養鶏企業を巻き込み、一種異様な様相を呈してきた。今後の展開が予測しきれない現時点で、判明した条件を元にして予測を立てることは、いわば冒険に類することかもしれない。しかし、すべての事象が起きていない今だからこそ、思い切った予測も意義を持つ——との判断から、著者の得られる限りの情報を前提として今後、行政および業界がどういった姿勢を採るべきかをシミュレーションし、今後のあるべき姿を私見として述べてみたい。

これまでの推移

水海道市に発現したLPAIについての事例検証は、すでに本誌(二〇〇五年夏季特大号)に掲載した。その後の展開として、同市に発生した一連の事例とメカニズムを異にした症例が隣接した坂東市の辺縁に位置するT農場で明らかとされた。

この症例では、大ひな導入された一番若いロットにのみ抗体が検出され、その他の成鶏群には一切の感染兆候は確認されなかった。残念なが

ら、これらの鶏群は、「ウイルスの存在する可能性が否定できない」ということを根拠に淘汰された(このことは、現時点で行政の採った方針転換を基礎とする限り、大きな誤謬が生じている)。

T農場で抗体陽性を呈した大ひなの供給元が緊急でサーベランスされた。その結果は予想にはば一致するものであったといえる。「幸いT農場周囲に位置する八軒の農場では清浄であることが確認された」。

すなわち、当該するU農場では、併設された成鶏群では全ロットが高い抗体陽性率を示し、新しく編入された育成ひなではA Iフリーであった、という。初発領域から五〇キロほど離れたA Iに罹患した採卵鶏群の飼育される、この農場に併設された育成成鶏舎に由来したロットの編入が、坂東市における発生の要因であったことが明らかとされた。

茨城市に位置するU農場を中心とする五キロ周囲の検査調査では、この段階では採卵農場にA I汚染の兆候は確認できなかった。

新しい展開、埼玉の陽性例

事態が大きく動いたのは八月二十三日、埼玉県鴻巣市に位置するIファームのAⅠ感染抗体検出であった。この農場では、加工用の原料卵生産を目的に導入された、強制換羽鶏（八百〜九百日齢といわれる）三口ットが高い抗体陽性率を示した。この検査は、今回水海道市で発生したLP AⅠの発生メカニズム解析を目的に全国で実施されている特別サーベランスの一環として行われたもので、茨城のU農場の陽性にリンクするものではない。

抗体の状況は、1/30が寒天ゲル内沈降反応（AGP）陽性であり、これを動物衛生研究所（動物研）で照会した結果では、29/30がHⅠ価陽性を示したものである。

この展開を受けて、Iファームが茨城に展開する農場に対して立ち入り検査を実施したところ、石岡市に位置するウインドウレス農場、棟でウイルスが分離され、その他の鶏舎では抗体陽性を示した。この症例に対して、農林水産省が下した方針は大方の予想に反するもので、下のよ

うな内容であった。

「プレスリリース」

茨城県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルスの分離等について

1. 農場の概要

茨城県石岡市

採卵鶏飼養農場（約一―一万羽）ウインドウレス（二鶏舎）

茨城県水戸市

採卵鶏飼養農場（約一六万二〇〇羽）開放九鶏舎

茨城県東茨城群美野里町

採卵鶏飼養農場（約八〇万羽）ウインドウレス九鶏舎

2. 経緯

八月十八日に埼玉県においてH5亜型のA型インフルエンザ抗体陽性農場が確認されたことを受け、当該農場の導入元農場の調査を行ったところ、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において、茨城県の三農場でH5亜型に対する抗体が検出された。また、茨城県の家畜保健衛生所で行っていたウイルス分離検査において、この三農場のうち一農場の一鶏舎からA型インフルエンザを疑う、

ウイルスが分離され、H5亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認された。

3. 防疫体制について

本日（八月二十二日）に開催された高病原性鶏インフルエンザ対策本部決定事項（別紙）に基づき行う。

4. なお、抗体陽性鶏の鶏卵については、厚生労働省では、食品安全委員会等の見解を踏まえ、食品衛生法上問題ないとしている。また、これまでの一連の発生例では、農場従業員等への感染は確認されていない。（以下略）

この中で、問題の方針転換は次のものである。

プレス・リリース別紙「17・8・22」の1.に「今回の確認事例に伴う対応」というファイルがある。それによると――

1. 考え方

(1) これまでの一〇例（埼玉の事例を含む）では抗体陽性のみであったも、疑似患者として淘汰してきたところである。

(2) これは、これらの事例については、ウイルスの存在が否定できず、鶏舎

構造および飼養管理の状況から、ウイルスの拡散が懸念されたことによる。

(3) 一方、ウインドウレス鶏舎については、今後のリスク管理措置として、鶏舎ごとの厳格な飼養管理を実施すれば、万一ウイルスが存在していたとしても、ウイルスが拡散するリスクは低いものと考えられる（なお、ウインドウレス鶏舎以外の鶏舎については(2)に該当すると考えられることから、疑似患者として淘汰する）。(4) このため、一連の発生が臨床症状を示さない弱毒タイプのものであることも踏まえ、防疫上のリスクを高めない範囲での合理的な措置として、

① ウイルスが分離された鶏舎（以下「分離鶏舎」という）については、ウイルスが存在する限り、強毒タイプに変異するリスクがあるため、殺処分処置を講じる一方、

② 抗体陽性であっても、ウイルスが分離されない鶏舎（「ウイルス検査陰性鶏舎」という）については、直ちに淘汰を行わず、厳格な飼養管理と継続的な検査により、監視を強化する。

(5) なお、ウイルス検査陰性鶏舎の鶏

卵については、家さんへの感染を防ぐため、防疫上必要な措置を講じた上で、その流通を認めることとする。

(3) 鶏群の最終的な取り扱い
抗体陽性鶏群の最終的な取り扱いについては、今後、継続して実施する定期的な検査の結果を踏まえ、検討する。

2. 対応
「ウインドウレス鶏舎の取り扱い」
ウインドウレス鶏舎のうち、分離

「周辺農場の取り扱い」

鶏舎については、殺処分等の防疫措置を講ずるが、ウイルス分離陰性鶏舎については、
① 定期的な検査を継続すること、
(二週間に一回、一鶏舎当たり二〇羽ずつ、ウイルス分離検査)
② 当該鶏舎が

(1) 三つのそれぞれの農場を中心とした半径五キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定し、清浄性確認の検査を進める(家さん卵出荷監視検査に併せて、血清も採材し(一鶏舎当たり一〇羽)、HI試験による抗体検査を実施する)。
(2) なお、新たな分離鶏舎が確認され、殺処分等の防疫措置を講ずる場合であっても、当該鶏舎からのウイルス拡散防止措置はすでに講じられていることから、移動制限期間の見直しは行わないこととする。

・鶏舎ごとに作業衣、長靴、器具等について、適切に交換および消毒することにより、ウイルスが容易に拡散しない飼養管理が実施されることを条件に、以下に対応する。
(1) 鶏卵の取り扱い
定期的な検査により、陰性が確認されている間は、GPセンター等への出荷は可能とする。

何が変わったのか？

(2) 新たな分離鶏舎の取り扱い
定期的な検査により、新たに分離鶏舎が確認された場合には、殺処分等の防疫措置を講ずる。

この引用文で注目されるのは、ウインドウレス鶏舎でウイルスが分離されない鶏群は、二週間ごとのウイルス分離試験を続けながら、継続して飼養できる。もちろん、タマゴを生産し販売することもできる、という点である。

これまでの家さん疾病小委員会(委員長 喜田宏 北海道大学教授)の見解では「抗体陽性の鶏群は、ウイルスの存在が否定できないため」として、早期に殺処分されてきた。

空気を吸入し、また排気しなければならぬ。また、これまでの説を採るまでもなく、抗体陽性群には比率こそ少なくとも、A1ウイルス(AIV)のキャリアがいる。こうしたウイルスが、粉塵に交じり、排気によって外部環境に漏れ出る可能性は否定できない。また、鶏を継続的に飼養する限り鶏ふんの排せつは避けられない。これをどの程度の頻度で処理しなければ、システムに異常を来すかを想定しているのだから、当然定期的な鶏ふんの移動は必須となる。

「初発のA・T農場に隣接するS農場の五棟は、ウインドウレス鶏舎であるにも関わらず、こうした理由付けで殺処分された。たまたまS15農場ではウイルスが分離され、その正当性を裏付ける格好となったが、その後、同じ見解の下に殺処分が行われたT農場は七月二十七日の公示で、ウイルスの存在を否定できないとの根拠のみで、隣接する抗体のない成鶏群も同様の運命を辿らざるを得なかったことは記憶に新しい」
ウインドウレス鶏舎はいわゆるオープン鶏舎に比べて、それほど衛生管理が理想的であるのか？ 確かに、最新式のウインドウレス鶏舎の設備は機械化のレベルが高く、鶏の管理に適した空調が確保されている。しかし、そのことが『鶏舎内の病原を外に出さない』という設定に結びつくとも理解できるかといえ、現場を知る著者としては領けない。

ウインドウレス鶏舎では、鶏の生理を正常に維持するために、大量の

この引用文で注目されるのは、ウインドウレス鶏舎でウイルスが分離されない鶏群は、二週間ごとのウイルス分離試験を続けながら、継続して飼養できる。もちろん、タマゴを生産し販売することもできる、という点である。

ウインドウレス鶏舎では、鶏の生理を正常に維持するために、大量の

この引用文で注目されるのは、ウインドウレス鶏舎でウイルスが分離されない鶏群は、二週間ごとのウイルス分離試験を続けながら、継続して飼養できる。もちろん、タマゴを生産し販売することもできる、という点である。

この引用文で注目されるのは、ウインドウレス鶏舎でウイルスが分離されない鶏群は、二週間ごとのウイルス分離試験を続けながら、継続して飼養できる。もちろん、タマゴを生産し販売することもできる、という点である。

るといふ柔軟な対応は歓迎されてしかるべきであろう。ただ、ウインドウレスであるか、オープンであるかといった鶏舎の構造に依存した基準では現実のフィールドを反映できない。そのことを踏まえて、さらに柔軟に基準を進化させる必要に迫られている。

この原稿を執筆している、九月二十一日十一時二十分、ある生産者から『新たに七件の陽性が確定した。その中には、一経営体内でオープンが陰性でウインドウレスが陽性のものもある』と伝えられた。

多くのオープン鶏舎による採卵養鶏経営者からは、行政がオープン鶏舎であれば廃業せよ、と言っている。しかしかと思えないといった強い不満が噴出している。この野外の状況を十分に踏まえて、バイオセキュリティの実態を踏まえた基準を新しく設定することを急がねばならない。

今回の茨城県、小川町における汚染実態の公示はなされても、直ちに処分方針が決定されないのは、このような現実を十分に踏まえた新基準の構想を建てるための準備期間であると理解したい。

汚染地域の浄化か、 広範な汚染を許すか？

ここ数週間で明らかにされた、茨城県の涸沼、美野里、小川地区の汚染実態は目を覆いたくなるほどである。疫学的な情報を基にすると、今年一～三月まではこの地域にさほど大きな問題はなかったことが推察される。「一部にこの時期から四月までに一過性の産卵低下を経験した農場が散在し、これがAIであったという情報もあるが、著者の見聞ではこの問題は異質のものであると確信する」。

これまでの中央行政の見解では、『今回水海道に端を発した一連のHPAI発生は、いわゆる伝染病としての、急速な伝播を示すものではない。現時点では明確な根拠情報はないが、涸沼、美野里、小川地域の限定した農場に確認され、それが積極的に水平伝播している証拠は得られない』とのことであった。今週初めまでの情報を元にすると、確かに大規模経営体が巻き込まれたためにトータルの羽数は多いものの、「物流および人の交流で伝播するというパターンを前提としての疫学で理解す

る」といった基準を採り、経営体数をベースとすると、一〇件ほどの数に収まる。デスク上で作戦を立てると、先の見解になることもある意味理解できる。

しかし、本原稿を作成する間にも刻々と情報が変わり、九月二日に茨城県によって明らかにされた新規の経営体だけでも、八件に上る。LP AIの浸潤が進行しつつある現時点で、疫学考察をすることは時期尚早であることを承知の上で、あえて私見を主張すれば――

先に述べたように、茨城の一〇件目に相当する大規模農場で初めて、飼養形態(ウインドウレスと厳密なバイオセキュリティ)構造を前提として、殺処分しないで視察するという処分が決定された(八月二十二日)。その対応の基礎には、「このウイルスは、一般的な環境で急速な伝播をしない。従来の鶏特有のウイルス性伝染病(ニューカッスル病や伝染性気管支炎)とは異なった緩慢な伝染パターンをとる」という科学的な解析データに根拠を置いているものである。

確かに、水海道で初発の成鶏農場から三〇〇メートルほどしか離れて

いない育成農場への伝播がないことや、その後、涸沼地域で成鶏と隣接する育成農場で育てられた大ひなは一〇〇%のAI抗体を有するにもかかわらず、少し離れて独立した育成農場では同一経営体に属するにもかかわらず、陰性を保っていたこと等々、先の見解を裏付ける事象は少なくない。しかし残念ながら、その後の野外における展開は、中央行政の期待するものとは大きなズレを生じているように思われる。

すなわち、ウインドウレス構造は、オープン鶏舎に比較すれば、初期のウイルスの侵入がし難い点については多少のメリットがあることは領けらる。しかし、一羽でも発症例が出た後の鶏舎全体への伝播のスピードがオープン構造に対比してはるかに加速されることは、業界の常識である。

先に引用した別紙の、「1. 考え方」の(3)にある「ウインドウレス鶏舎については、今後のリスク管理措置として、鶏舎ごとの厳格な飼養管理を実施すれば、万一ウイルスが存在していたとしても、ウイルスが拡散するリスクは低いものと考えられる」という事象は、外観上のことであり、排気にウイルスが含まれるこ

とは十分に考慮されていない。さらに言及すれば、鶏ふんに含まれるウイルスが搬出されるリスクを、法的にどの程度抑制できると期待されたのであろうか。

先にも触れたように、最近の大規模ウインドウレス鶏舎では、毎日の鶏ふん搬出を前提として建設されている。ちなみに、一棟に五万羽を飼育する鶏舎で、毎日排せつされる鶏ふんの量は五トンに上る。五日間封鎖されれば、当該鶏舎には二五トンの鶏ふんが体積され、これをスクレーパーで掻き出そうとしても、ワイヤーが切れるか、スタックして故障するかのトラブルは避けられない。

であるからこそ、現場の担当者は毎日の作業に必死になるのである。「同じことはタマゴの自動搬送ベルトにも言える。タマゴの搬送ベルトは通常一日分の重量付加を適量として搬送する設計になっている。三日分を卵受けに貯めて、一度に搬送することなど、机上ではできても、現場では不可能といえる。だからこそ、無理にでもタマゴを鶏舎から搬出した、という意向が生産者から出されたのであろう」

推察するに、こういった現場から

言えはどのようなにならない条件下で、鶏舎から排出・搬出されるモノを介してウイルスがその地域に充満している、という状況がここ数週間続いていたものと考えられる。こうした条件下で、鶏舎構造を問わず、感染する個体が発現することは、想像に難くない。現状では、ウインドウレス鶏舎での抗体陽性群は、定期的な観察を条件に温存されている。もちろん、ウイルスが検出されれば殺処分である。この条件であれば、オープン鶏舎においても同一の処分を下すことでさらにリスクを増大する可能性はないといえる。

くどいようであるが、「オープン鶏舎であっても同一基準をクリアすればウインドウレス鶏舎と同じ処分をする」という決断が一刻も早い時期に下されることを期待する。

LPAI 清浄化対策案

現在、期限を九月十五日として、A I の全国一斉サーベランスが進められている。対象は二五〇〇農場とも三〇〇〇農場とも言われる。

福島では、非特異反応に地方行政が過剰反応するアクシデントもあつ

たが、すでに約一五〇〇件が終了し、現在までに埼玉のIFAーム関連以外では陽性の例がないと聞く。

であるとするれば、現時点では特定の場所にA I 汚染が集中していることになる。どうしてこのような事態になったのかは摩訶不思議といえないが、その詮索は、本稿の目的ではない。問題は「現時点での行政方針を継続する限り、量の多少にかかわらず、A I ウイルスが野外に拡散し続けるであろう」ことである。

現在の韓国では全国の四〇%あるいはそれ以上に及ぶ農場でH9亜型のA I に汚染されている、とのことであった(平成十七年七月、ソウル大学鶏病研究室、キム教授の談話)。確かに、わが国における全国一斉サーベランスの構築スタイルに種々の問題点が指摘されている。曰く、『一〇〇〇羽以上の農場で十分か』

『どのように規模が大きくとも、一農場当たり一〇羽分の血清という限定したサンプル数量でどれだけの感度が期待できるだろう』『サンプルを農場が採取して、家畜保健所に提出する例もあるという。正当なサンプルが提出される保証はあるのか』等々である。

しかし、一斉サーベランスの結果で、埼玉県鴻巣町のLPAIが吊り上げられ、これを基にして茨城の汚染実態が明らかにされたことをもって見る限り、このサーベランスがわが国の汚染状況にある程度モニターすることができると期待したい。

わが国における行政のA I 対策指針は、清浄国を維持することにあつた。現在の発生状況から推察するに、茨城という、限定した地域にこのA I V を閉じ込め、浄化することができるといっても過言ではない。フィールドに出て、生産者たちの針のむしろに座る気持ちとともにし、今なすすべもないままに、経過を見守っている、臨床獣医師の立場からモノ申すなら――

わが国のA I フリーを維持したい、という指針と同時に、ウインドウレス鶏舎においては(先に述べたように、これには同一条件を満たすオープン鶏舎も含まれるべきであるが)、抗体陽性鶏を使用することを知り、という条件を基に、浄化への方法論を推考すると、次のような対策案が提起できる。

清浄化対策案

1. LPAIの浸潤エリアの確定
2. ウイルス分離陽性鶏群は(残念ながら)殺処分
3. 抗体陽性鶏群(オープン、インドウレスを問わず)に対しては、生産者負担でA1ワクチン接種
4. 抗体陰性の鶏群に対しては、備蓄ワクチンを接種
5. 適当な期間(三週程度か)を置いて、行政で準備したおとり鶏を当該群内に設置
6. おとり鶏を対象に経時的にウイルス分離試験
7. 必要ならワクチンの追加接種を生産者負担で実施
8. 経時的なウイルス分離試験で陽性の結果を得たときは、当該鶏群を殺処分
9. アウトまで陰性を継続できれば、その群はA1フリーと判断できるので、通常のアウトができる(現在の指針で、無処理の抗体陽性鶏群を廃用するとき、廃鶏業者への出荷が前提となっているが、キャリアの混在する可能性のある鶏群を引き取る可能性のある業者は

あり得ない。もし、引き取れば、清浄農場との取引は期待できないのであるから…)

この案によれば、一年半の経過で汚染エリアを浄化できるはずである。免疫の理論を考えれば、すでに罹患歴を持ち、ウイルス分離試験で陰性を呈する鶏群についてのキャリアの保有するウイルスは極めて少量であることが推察されるし、また、ワクチネーションにより抗体にブースターがかかることも期待できる。

現在輸入されている「もしくは許可の出ている」A1ワクチンを接種した場合に、鶏群から誤差範囲にまでウイルスが浄化でき得ることは、生産者サイドでワクチネーションの実施を主張する際に強調されているところである。もし、ワクチン接種されている鶏群で、このA1ウイルスが分離されるとしたら、ワクチンの能力に対しての新しい評価を下す必要も出てくることになる(その必要性がないことを確信している)。

実際の適応に際して、米国コネチカット州のA1ワクチネーション成功事例(Moark Egg Corporationの「コフコフ農場」)に学ぶ情報は多いも

のと考える。先人の成功に学ぶ姿勢を尊重し、具体的な対応をすることにより、A1コントロールの先進国となることが望ましい。

世界各国のA1に対するコンセプトを鑑みて、わが国がこのLPAIの汚染国の汚名を被せられたままで、安穩としていることは考えられない。しかし、現在の行政のA1対策方針は現場の条件や構造、さらには状況を知らず、もしくは勘案せずに組まれている。

「理想とするバイオセキュリティが保持できる」という構想で、現在の方針をこのまま維持した場合、インフルエンザの活動が高まるこの冬場に、こういった火種を元としてLPAIが広がるリスクを避け得ないのではないか。

またも、殺処分：

この項を終えようとしている九月二日午後三時半に、農林水産省からプレスリリースが発表された。そこには驚くべきことに、非合法なワクチン使用の可能性が記載されている。ここまでの思い切った表現がなされた裏にはそれを証拠付ける資料

があるのであろう。また、弱毒タイプの防疫対応についての案には、相変わらずインドウレス鶏舎等が容易にウイルス拡散しないシステムであることを記載し、それ以外は原則殺処分とされている。

現在手元に、茨城県農林水産部畜産課が九月一日付でまとめた弱毒タイプの実験概要表がある。それによれば、玉造町の周囲五キロメートルでここ数日に確認された陽性農場は、一四カ所ある。この中には、きわめて厳密な飼養とチェックを維持してきた優良農場や、インドウレスとオープン鶏舎を並行して保持している農場があり、その他にも著者の知る限りで専業として一所懸命経営を維持された農場が多い。

これらの、A1抗体価をみると、HI価で五〇〜六〇%程度の陽性率を示すものが散在している。それぞれの日齢が明確でないので、あくまで推測であるが、若いニワトリから古いものまで日齢の異なる複数ロットを同時に飼育する、いわゆるマルチエイブル・エージ形態を想定すると、この陽性率であれば、何カ所かでウイルスが分離され得るのではないかと憂慮する。

もし、そういったウイルスが活発に動いている状況があるとすれば事態は深刻であり、また、ウインドウレスにあまりいな根拠でアローアンスを認める姿勢は許されるべきではない。なるほど、今回発生したA Iの汚染農場は茨城のかなり限定したエリアに集中し、それ以外の地域には汚染の詳細が確認できていない（全国一斉サーベランス情報はその後さらに進展し、現時点で一八〇〇カ所についてモニタリング結果が出ていて、前述の埼玉県の事例以外はすべて陰性とのこと）。

これを根拠として、あくまで殺処分による浄化を目指すのであれば、先の案、4に記載されている「三カ月で陰性であった場合に処理を目的として移動できる。ただし早期の処理が望ましい」などといったあいまいな記述でなく、殺処分を明記し、大羽数で、処理に長期を要するためのリスクに対応するための覚悟を業界に促すべきであろう。

発生農場の検査結果

事例	飼養羽数	公表日	抗体検査結果		ウイルス分離結果
			ゲル内沈降反応	H I検査	
			結果(陽性率)	結果(陽性率)	
1	24,624	6月26日			+(H5N2)
2	23,557	6月30日	+(5/12)		+(H5N2)
3	16,011	6月30日	+(10/20)		-
4	39,991	6月30日	+(7/12)		-
5	24,126	6月30日	+(2/10)		+(H5N2)
6	20,290	6月30日	+(8/20)		-
7	8,486	7月10日	+(7/80)	+(6/80)	+(H5N2)
8	35,082	7月26日	+(9/160)		+(H5N2)
9	114,152	7月29日	+(64/190)	+(52/190)	+(H5N2)
10	97,938	8月18日	+(19/30)	+(10/10)	-
11	1,110,000	8月22日	+(110/120)	+(110/120)	+(H5N2) *1 鶏舎のみ
12	162,000	8月22日	+(70/90)	+(70/90)	-
13	789,600	8月22日	+(160/190)	+(138/190)	-
14	300,000	8月25日	+(44/50)	+(50/50)	-
15	90,000	8月27日	+(32/130)	+(82/129)	-
16	35,000	8月30日	+(45/70)	+(65/70)	継続中
17	30,000	8月30日	+(13/90)	+(51/90)	継続中
18	15,000	8月30日	+(14/30)	+(28/30)	継続中
19	25,000	8月30日	+(9/10)	+(10/10)	継続中
20	49,000	8月30日	+(35/80)	+(49/80)	継続中
21	350,000	8月30日	+(35/80)	+(54/80)	継続中
22	240,000	8月30日	+(10/20)	+(10/20)	継続中
23	80,000	9月1日	+(9/50)	+(28/50)	継続中
24	30,000	9月1日	+(13/70)	+(60/70)	継続中
25	130,000	9月1日	+(20/60)	+(40/60)	継続中
26	29,000	9月1日	+(40/70)	+(60/70)	継続中
27	40,000	9月1日	+(15/40)	+(39/40)	継続中
28	50,000	9月1日	+(18/50)	+(46/50)	継続中
29	9,000	9月1日	+(13/60)	+(30/60)	継続中

出典：農林水産省

